

あきた青色通信

秋田青色申告会の情報マガジン

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@oslate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

2021年9月号

光と影



秋田青色申告会
会長 小野幹彦

八月や六日九日十五日
という俳句があるそうです。
八月とは、日本の歴史の中で
実は大変な月なんですね。
秋田青色申告会員の皆様、い
かがお過ごしでしょうか。熱く燃
えたオリピックは猛暑の中十七
日間の熱戦の幕を閉じ、24日
からアスリートの活躍に日頃の
ナによるストレスを少しは解消さ
れましたでしょうか。
メダル、メダルとメダルの獲得
がクロージングセレモニーの中、
に失敗して予選落ちしても、笑
で周りを手振って、競技に参加
出来たことを喜びとしていたス
ードボードの少女がおりました
今回のオリピックの出逢った
りました。
華やかなオリ・パラが行われ
一方、その勢いは益々増え、幸
毎にその勢いは増え、幸
にも私達秋田青申告会の会員仲
感染者が出た様子は無いよう
が、県外にも佐竹知事様のい
（県外にも佐竹知事様のい
を守って行動には十分な注意を
なければならぬと思っております。
酷い状況が続いているところは
が、どうかこの困難を切り抜
いただきませう願っております。
さて、八月二十三日に秋田南
色の申告会連合会と秋田青色申
との合同の役員会が実施され
た。毎年恒例のこの役員会、今
協働大町ビルにおいて十分ソ
シヤルディスタンスを取って
催となりまして。
来賓には、私達青申告会が日頃
御指導等大変お世話になって

ります秋田南税務署の高橋博実署
長様はじめ、青色申告担当の幹
の方々に出席いただきました。（署
の様や担当の皆様は七月十日発
の人事異動で新しく着任され
た。この会報2頁で紹介してお
ります）
役員会では、同日行われた各委
員会で協議された令和3年度の
後の事業計画についての報告を
け、その実行について確認した
ころです。
主な議題は次のとおりです。
一、第64回東北ブロック大会の開
催について（令和4年10月6
日〜7日に延期して実施）
二、税を考える週間事業について
（11月実施）
三、租税教室の講師派遣について
四、確定申告時期の青申告コーナー
の実施について
五、税制改正要望活動について
等々です。
なお、当日はこの役員会に先立
ち安田記帳指導推進官による税
研修会が行われました。テーマは
令和五年十月から施行される「消
費税インボイス制度の概要につ
いて」であります。
インボイス制度については、皆
さん、もう勉強済の方もいらっ
やるかとは思いますが、ゆめゆめ
おろそかにしないでください。
消費税の課税事業者の方も、免
税事業者の方も関心無いと言っ
てはられないことですので、つ
かり勉強し対応されますようお願い
いたします。
（詳しくは青申告事務局へお問い合わせ
下さい）
残暑厳しい折、皆様の
ご健勝をお祈り申し上げます。

青色申告会の会計ソフト

ブルーリターンA 2021

青色申告特別控除 65 万
電子申告・電子帳簿保存

会員価格 29,700 円
(税込保守料 3 年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前

バナフィッシュ

電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる
ダイニング&ラウンジ あえら

電話 018-802-0638



ネットでも情報が見られる！

秋田青色申告会ホームページ



秋田青色申告会で検索

秋田南税務署 定期人事異動

秋田南税務署の定期人事異動が7月10日に発令され、新たに高橋博実署長他が着任されました。
高橋信夫副署長には、引き続き担当頂きます。

新メンバーのご紹介です

- ①前任地 ②出身地
③抱負等 (敬称略)



署長

高橋 博実

①仙台国税局徴収部

主任訟務官

②秋田県湯沢市 (旧皆瀬村)

③令和5年10月からの適格

請求書等保存方式(消費税のインボイス制度)の円滑な導入に向けて、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組めます。

個人課税第一部門

統括国税調査官

赤津 利幸



①青森税務署個人課税

第一部門 統括国税調査官

②秋田県由利本荘市

③新型コロナウイルス感染拡大防止とともに、納税者の

皆様の利便性にも資する、マイナンバー方式による電子申告を推進します。



個人課税第一部門

記帳指導推進官

安田 雅裕

①大曲税務署個人課税

第一部門 統括上席調査官

②茨城県土浦市

③事業の健全な経営には、日

々の適正な記帳が重要と考え、貴会の活動をサポートしながら、記帳指導と青色申告推進に努力します。



★女性部活動に協力下さい。

◎女性部では社会貢献活動として、使用済古

切手を集めています。少しでも構いません、青色申告会をご利用の際にお持ちいただけたら幸いです。

*切手は余白を10mm位残して切り取って下さい。

♡女性部活動と一緒に女性部活動を盛り上げましょう。

★ブルーリタートンA

3年ごとの更新のお知らせ

◎平成18年・21年・24年・27

年・30年にBPAソフトを購入した方は今年更新の時期です。

対象の方には、更新のご案内と3年分の保守料9,900円の請求書をお送りしますので期日まで振込をお願い致します。続けてご使用になる場合は必ず更新が必要です。

★第六回

「税をテーマにした川柳」コンテスト開催

◎秋田南青色申告会連合会では、「税を考える週間」事業として「税」をテーマにした川柳を大募集します。思わず笑ってしまう楽しい川柳や、風刺の効いた川柳など会員や家族の皆さんのセンス溢れる川柳をお待ちしています。



(詳しくはチラシをご覧ください)

お知らせ

9月・10月の相談会

★記帳相談日

9月・10月

毎週水曜日・木曜日

★税務相談日

譲渡・相続・贈与等税務全般

10月13日(水)

9月15日(水)

事前に予約をお願いします

*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

◆国民年金基金

・掛金は全額所得控除

まずは、資料請求を！

詳しくはチラシをご覧ください

秋田南青色申告会連合会の会員みなさまに、ゆとりのある人生を。

国民年金基金 5つのメリット

- 掛金は全額所得控除
- 終身年金が基本
- 年金額が確定、掛金も一定
- 万が一のときは家族に一時金
- 自由なプラン設計

まずは、資料請求を！
裏面FAXまたはお電話で

全国国民年金基金

◆小規模企業共済

・掛金は全額所得控除

まずは、資料請求を！

小規模企業共済制度

経営者の退職金

「ゆとり」のために。

全額所得控除120万円
掛金10万円(月額1万円)
年金10万円(月額1万円)
万が一のときは家族に一時金100万円

まずは、資料請求を！
裏面FAXまたはお電話で

全国小規模企業共済制度

税の基礎知識



勘定科目で悩んでしまうことありませんか？
勘定科目をこれにしなければならないという法律はありません。
独自のルールを決めて、それに沿って処理しましょう。
勘定科目で悩んだときの参考にして下さい。



【租税公課】

租税公課として必要経費に計上できるものは、消費税及び地方消費税、事業税のほか、固定資産税、印紙税、不動産取得税、登録印紙税などがあります。また、事業用で使用する自動車における税金、自動車税、自動車重量税、自動車取得税も経費計上可能です。

事業用と家庭用として自動車を使用している場合は、使用率などを鑑みて、按分したものを計上することができます。

青色申告会や商工会議所や同業者組合に会費や組合費を支払っている場合は、租税公課として計上できます。

注意：事業主自身に対する所得税や住民税、国民健康保険料、国民年金保険料は経費計上することはできません。ほかにも、延滞税や加算税、事業主個人の相続税や贈与税、交通違反の罰金も租税公課の対象にはならないので注意しましょう。

【荷造運賃】

荷造運賃は、商品発送で必要となるダンボール箱やガムテープ、ひものほか、商品をゆうパック、ゆうメール、レターパック、書留、宅配便など発送する輸送運賃です。

【水道光熱費】

水道や電気、ガスのほか、灯油購入分の経費が水道光熱費にあたります。自宅と事務所を完全に別に行っている場合は問題ありませんが、自宅兼事務所の場合は、事業で使用している割合から按分する必要がありますので注意しましょう。なお、事業によっては、ガスや水道代が認められないこともあります。あくまで、事業に必要な経費かどうか重要です。

【旅費交通費】

事業に必要な電車やバス、タクシーでの移動のほか、駐車料金や有料道路料金、出張手当、宿泊費を計上することができます。なお、ガソリン代は旅費交通費でも計上可能ですが、別途燃料費や車両費として計上することも可能です。

【通信費】

事業で使用する電話代、インターネット料金のほか、切手代やはがき、商品以外の配送料が通信費に含まれます。携帯電話などプライベートでも使用している場合は、全額経費ではなく按分する必要がありますので注意しましょう。

【広告宣伝費】

広告宣伝費には、新聞や雑誌などにおける宣伝のための費用のほか、細かなものでは広告のための手ぬぐいやカレンダーなどが挙げられます。不特定のお客さんに知ってもらうための費用です。

【接待交際費】

接待交際費には、取引先との飲食やお中元・お歳暮の費用、慶弔見舞金などが含まれます。なお、個人事業主においては混同されがちですが、事業とは関係のない親族への慶弔見舞金などは含むことができません。

【損害保険料】

事業用として使用している店舗の火災保険料、自動車の自動車保険料などが損害保険料にあたります。事業と家庭の両方に関わる保険については按分できますが、完全に家庭用の場合には経費として計上はできません。また、事業主個人の生命保険料や傷害保険料、地震保険料は経費計上できません。ただし、確定申告書の生命保険料控除として所得控除は可能です。

【修繕費】

修繕費は、店舗や自動車などにおける修理代が該当します。不動産所得の場合は、賃貸物件の原状回復費用も含まれます。

【消耗品費】

消耗品費は、文房具や事業用で使用する家具、パソコンなどです。取得価格 10 万円を超える場合は備品となり、消耗品費では計上できません。

【減価償却費】

建物や自動車、機械など、取得価格が高額な備品は決められた一定の年数にわたって、毎年経費計上することとされています。減価償却費とは、備品の償却残高がある場合に用いられる勘定科目です。

【福利厚生費】

福利厚生費は、主に会社で払った従業員の食事代、慶弔見舞金、健康診断など従業員のために使った経費です。事業主のみが対象の場合や、事業主と専従者のみが対象の場合は適用されません。

【利子割引料】

受取手形における割引料のほか、事業で借りている借入金の利息などが利子割引料になります。借入金の元金や個人の借入金は計上できません。

【雑費】

雑費とは、支出した事業上の経費に適切な勘定科目が当てはまらない、もしくは少額で重要性が乏しい費用の場合に用いる勘定科目です。雑費は決算を迎えるにおいて限りなく少額にしておきたい勘定科目です。



NPO法人「住まい安心サポート秋田」さんより、
空き家問題について三回シリーズでいろいろなご提案頂きます。



二回目 空き家の解決を進めてみませんか？

★前回は、空き家所有者の現在の困りごとを項目別にリストアップしました。
現在の状況を分析したことで、今回は具体的な解決方法を検討できます。

★所有空き家の解決方法として、各項目別に該当専門家に相談して
解決にご利用下さい。

《担当専門家と相談内容》

- ◆税理士・・・□税務相談一般
- ◆弁護士・・・□法律相談一般
- ◆司法書士・・・□相続 □登記 □贈与 □処分 □放棄
- ◆土地家屋調査士・・・□土地調査 □境界確認 □境界杭設置 □地積測量図作成
- ◆1級建築士・・・□建物調査（経年・劣化による） □道路敷地調査 □解体
- ◆不動産コンサルティングマスター・・・□土地・建物有効活用総合アドバイス
- ◆宅地建物取引士・・・□活用 □賃貸 □売却 □建物見守り管理業務
- ◆建築業者・・・□建物管理（メンテナンス一般） □建物修繕 □庭の手入れ
- ◆解体業者・・・□空き家解体見積 □空き家解体工事



《相談時必要資料》

- ◆秋田市固定資産税通知書・・・□有 □無（相談時には、特に必要な資料となります）
- ◆土地全部事項証明書（要約書可）・・・□有 □無（実費費用負担にて入手いたします）
- ◆建物全部事項証明書・・・□有 □無（実費費用負担にて入手いたします）
- ◆公図（当該地）・・・□有 □無（実費費用負担にて入手いたします）

当NPO法人「住まい安心サポート秋田」は
所有空き家の解決のお手伝いとして、無料にて総合的に内容をお聞きし、
その後、各項目別に各専門家に相談解決を依頼して、解決を進めて参ります。
相談が必要な場合は、下記にお問合せ下さい。

当NPO会員が相談をお手伝いいたします。（無料です）

最終回は、NPO法人「住まい安心サポート秋田」

空き家対策取り組みの、ご報告です。

＜NPO法人「住まい安心サポート秋田」＞

秋田市広面字鍋沼37番地

（株）アイネックス パソコン専門店 COM 内

相談員：不動産コンサルティングマスター 傳野正一（でんのしょういち）

相談日：毎週（火）（金）13:30～16:00

電話 018-838-4720 FAX018-838-4721

Eメール info@sa2.jp ホームページ https://sa2.jp



*NPO法人「住まい安心サポート秋田」とは

住民主導で空き家対策に取り組み「安心して楽しく暮らせるまちづくり」を目的に2015年に設立。空き家は放っておくと「負の遺産」だが、有効活用することで「地域の財産」に成り得ると、空き家の利活用に積極的に取り組んでいる。

事務局からお知らせ

★会員の皆様へ

9月に入りました。日々の記帳は順調ですか？スムーズな申告をするためには日々の記帳が大切です。慌ただしくなる前に記帳の確認等早目に進めましょう。

又、土地や建物の売却・購入・相続等、税務の疑問点は早目に解決しておきましょう。
お早めにご相談下さい。

★インボイスの登録申請！

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

それに伴い、今年10月1日から、税務署で適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まります。

次回は、インボイス制度について詳しく解説します。

★歩行者ファースト！

横断歩道は、歩行者優先です。歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩行者妨害/違反点数2点
反則金9,000円/普通車

★次回は11月号です

